

別紙 4

農産物検査の検査結果等報告マニュアル

第 1 検査結果報告書の作成

地域登録検査機関は、県細則に定める期間に自らが実施した農産物検査について、
県細則に定める様式に従い、検査結果報告書を作成する。

なお、検査結果報告書は、電磁的方式により作成することができるものとする。

第 2 検査結果報告書の提出

地域登録検査機関は、第 1 の報告書を県細則に定める期日までに、知事に報告する。
また、県細則に定める該当期間に農産物検査を実施しなかった場合には、その旨を報告する。

ただし、報告の期日が行政機関の休日に当たるときは、その日の翌日をもってその期日とする。

なお、報告書の送付については、次のいずれかの方法で行うものとし、送付方法別宛先一覧表に記載の送付先に送ること。

(1) 電子メール

メールの件名の先頭に「【農産物検査結果】」と入力し、検査結果報告書の電子ファイルを添付のうえ送信すること。

なお、添付ファイルは、ワードまたはエクセル、PDF のいずれかの形式によるものとする。

(2) ファクシミリ

「農産物安全・流通課食の安全・安心班 宛て」と明記して送信すること。

(3) 持参

県庁に持参のうえ提出すること。必ず、地域登録検査機関の役員または従業員が農産物安全・流通課食の安全・安心班の職員に手渡しすることとする。職員の上などへ放置したり、他の所属の者などに言付けたりはしないこと。

(4) 郵送

期日までに必ず到達するよう余裕をもって投函すること。

【送付方法別宛先一覧表】

送付方法	送付先
電子メール	shokua@pref.mie.lg.jp
ファクシミリ	0 5 9 - 2 2 3 - 1 1 2 0
持参	三重県庁 6 階 農林水産部 農産物安全・流通課 食の安全・安心班
郵送	〒 5 1 4 - 8 5 7 0 津市広明町 1 3 農産物安全・流通課 食の安全・安心班

第 3 報告書の取りまとめ等

知事は、地域登録検査機関から受理をした報告を取りまとめ、電子メールにより農

政局長に報告する。

ただし、報告期日が行政機関の休日に当たるときは、その日の翌日をもってその期日とする。

なお、やむを得ない状況により期日までに報告できない場合は、その旨をあらかじめ農政局長に報告する。